平成２９年（再イ）第２号

沖縄県中頭郡北中城村字渡口1815番地１　サントリーニマンション305号

再生債務者　仲間由美子

１　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年６月28日まで

４　一般異議申述期間　平成29年７月12日から平成29年７月19日まで

那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（再イ）第３号

福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字大小踏切１番地187

再生債務者　白岩　卓哉

１　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成29年７月13日から平成29年７月27日まで

福島地方裁判所白河支部再生係

平成２９年（再イ）第１号

群馬県太田市西新町84番地11

再生債務者　佐藤　公昭

１　決定年月日時　平成29年６月１日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成29年７月13日から平成29年８月３日まで

前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（再イ）第４５号

東京都昭島市美堀町３丁目19番11号

再生債務者　小島　　清

１　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成29年７月13日から平成29年８月３日まで

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（再イ）第３４１号

横浜市戸塚区品濃町1778番地１　ロイヤルヒルズ東戸塚219号

再生債務者　大坪　浩二

１　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成29年７月13日から平成29年７月20日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第１３１号

横浜市中区本郷町２丁目40番地１　ルミエール本牧206号

再生債務者　荒井　恵美

１　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成29年７月13日から平成29年７月20日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第１４８号

横浜市鶴見区鶴見中央４丁目31番22―804号

再生債務者　平田　雅晴

１　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成29年７月13日から平成29年７月20日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第１５号

富山市下赤江町１丁目11番７―107号　ブルボンⅡ

再生債務者　田中　喜美

１　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年６月29日まで

４　一般異議申述期間　平成29年７月６日から平成29年７月13日まで

富山地方裁判所

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第５号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶⑳に基づく企画割引として下記のとおり実施するとともに、平成28年10月27日、平成29年２月28日及び平成29年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」（以下「変更公告」という。）を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 29 年６月 14 日

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　宮池　克人

企画割引「2017やまなしドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　首都圏発着①山梨県域周遊

⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、予め中日本高速道路株式会社（以下「会社」とする。）と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。）。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く（以下「②首都圏発着②山梨県域周遊」から「⑲周遊エリア内乗り放題」まで同じ。）。

②　首都圏発着②山梨県域周遊

⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

③　首都圏発着③山梨県域周遊

⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

④　首都圏発着④山梨県域周遊

⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ニに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑤　首都圏発着⑤山梨県域周遊

⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ホに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。